

事 務 連 絡
平成30年4月11日

各介護老人福祉施設の長
各短期入所生活介護施設の長 } 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課

平成30年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(通知)

平成30年度の報酬改定に伴い、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の報酬において新設された「夜勤職員配置加算」について、厚生労働省に確認を行いましたところ、下記のとおり取り扱いますので御対応をお願いします。

記

問 夜勤職員配置加算は日ごとの算定となっているが、この場合夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)(Ⅳ)を同時に届出し、夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)の算定要件を満たした日については夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)を算定し、満たさない日については夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定することは可能か。

(答)

夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)(Ⅳ)について、同時に届け出ることはできない。このため、算定要件を満たした日ごとに算定する加算を変更することはできない。

また、夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)を算定する場合は、1月をとおして夜勤時間帯に看護職員等を配置する必要がある。

担 当：施設・事業者指導担当 田口、持田
電 話：048-830-3247
FAX：048-830-4781